

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和57年5月
③ 昭和59年4月から平成20年2月まで

昭和43年ごろに母親が私の国民年金の加入手続を行い、郵便局で国民年金保険料を納付してくれていた。55年12月の結婚後は、私が自分で国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

台帳管理簿によれば、申立人は20歳到達前である昭和43年*月*日にA市に払い出された国民年金手帳記号番号により資格取得していたことが確認でき、A市が保管する申立人の納付記録により、申立人は申立期間前の48年4月から同年12月までの国民年金保険料を同年11月27日に現年度納付していたことが確認できる。

また、申立期間①当時に申立人と同居していたとする申立人の母親は、国民年金制度準備期間中の昭和35年10月1日に資格取得し、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の母親の納付意識は高かったものと推察され、申立期間①前の国民年金保険料を現年度に納付していた申立人の母親が、申立人の3か月分の国民年金保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②及び③については、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立人は申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張するだけで、保険料の納付時期や納付金額については具体的な記憶が無いと供述していることから、国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間②である昭和57年5月11日に厚生年金保険資格を喪失した後、同年6月1日に再び厚生年金保険資格を取得し、申立期間③である59年4月1日に厚生年金保険資格を喪失していたことが確認できるが、被保険者台帳には、申立人が申立期間②及び③当時に国民年金への切替手続を行っていた記録は認められない上、仮に申立人が申立期間②及び③当時に切替手続を行っていたとすれば、申立人の妻も、その国民年金被保険者資格を変更していたものと推察されるが、申立人の妻は、婚姻前の55年9月21日に厚生年金保険資格を喪失し、国民年金第1号被保険者資格を取得した後、平成11年5月6日に国民年金被保険者資格を喪失しているが、申立期間②及び③当時に申立人の妻が国民年金被保険者資格種別を変更又は被保険者資格を喪失していた形跡は見当たらない。

加えて、申立期間②及び申立期間③のうち、申立人の妻が国民年金に加入していた期間の国民年金保険料については、申立人及びその妻が国民年金保険料の納付を半額免除されていた平成17年4月から18年6月までの期間を含め、申立人の妻も未納である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から52年3月まで

昭和55年4月に、A市役所で国民年金に加入手続した際、特例で20歳まで^{さかのぼ}って納付できることを教えられ、申立期間について窓口で手書きの納付書を作成してもらい、保険料を納付したことを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、台帳管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施）の実施期間中であつた昭和55年4月にA市に払い出されていたことが確認できる上、申立人が供述する納付金額は、申立期間の国民年金保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね符合する。

さらに、A市が保管する申立人の納付記録により、申立人は昭和55年4月から57年3月にかけて、申立期間後の52年4月から55年3月までの国民年金保険料を、時効により納付できない期間を含めて複数回にわたり過年度納付していたことが確認できることから、当時の行政側の収納事務に不手際があつたものと推察される。

加えて、申立人が供述する納付方法は、当時のA市における収納事務と符合しており、申立内容に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。